

憲法18条の可能性（二）

——「その意に反する苦役」は何を意味するか——

太田 信

はじめに

- I 憲法18条の解釈
- II 憲法18条の制定過程（以上、前号）
- III 修正13条の意味（以下、本号）
- IV 修正13条の新展開
- V 憲法18条の新たな解釈

おわりに

III 修正13条の意味

次に、比較法的視点から、この条文の意味を考察する。

18条は、修正13条をモデルにしているとされている¹¹⁵⁾。そこで、修正13条¹¹⁶⁾を見ると、その文言はほぼ18条と変わらない。そのため、18条の意味

115) この点については、多くの文献で触れられている。例えば、宮沢・前掲注16) 234頁参照。

116) 1 奴隷または意に反する苦役は、犯罪に対する処罰として当事者が適法に有罪宣告を受けた場合を除いて、合衆国またはその管轄に属するいずれの地域内においても存在してはならない。(Neither slavery nor involuntary servitude, except as a punishment for crime whereof the party shall have been duly convicted, shall exist within the United States, or any place subject to their jurisdiction.)

の検討において、比較対象として修正13条を検討する意義は大変大きいと言える。邦語先行研究として、修正13条を主として取り上げたものは他の分野に比べて大変少なく、18条の解釈に修正13条の解釈に関する議論を参照する研究も少ない¹¹⁷⁾。以下では、それらの研究も踏まえつつ、修正13条についてその成り立ちや判例を確認し、特に“involuntary servitude”の意味を検討していきたい。

1 修正13条と南北戦争

修正13条は、その成立に当たって南北戦争が大きく関係している。これは、時系列を辿ってみることで明らかとなる。

1861年4月にサトマー要塞の戦いで開戦した南北戦争は、4年もの間続いた¹¹⁸⁾。その間の1863年1月には奴隷解放宣言が発令され、その後本格的に修正13条の議論が開始される。1863年12月に始まった第38回連邦議会でも奴隷制廃止に関する憲法修正案が議論された¹¹⁹⁾。第1会期¹²⁰⁾の1864年

2 連邦議会は、適当な立法によって本条の規定を実施する権限を有する。
(Congress shall have power to enforce this article by appropriate legislation.)

この訳は、初宿正典=辻村みよ子編『新解説世界憲法集』79頁(三省堂、第5版、2020)による。以下で修正13条の訳を記す場合は、原則これを用いることとする。しかし、slaveryについては奴隷制と訳することもある。また、本稿において重要な意味を持つ言葉については、“slavery”や“involuntary servitude”というように記す。

117) 修正13条に関する邦語先行研究として、小池洋平の一連の研究がある。例えば、小池洋平「合衆国憲法修正第13条の奴隷制の廃止が意味するもの—第38回連邦議会における審議を素材として—」ソシオサイエンス21号124頁以下(2015)である。また、修正13条の意義については、藤井樹也「修正13条の意義」初宿正典先生古稀祝賀『比較憲法学の現状と展望』611頁以下(成文堂、2018)を参照のこと。これらの他には、澤田知樹による研究がある。例えば、澤田知樹「合衆国憲法修正第13条と弱者保護」経済理論375号69頁以下(2014)。

118) 南北戦争の経過に関しては、貴堂嘉之『南北戦争の時代 19世紀』57-104頁(岩波書店、2019)を参照のこと。

2月10日には原案と言える案が提出され¹²¹⁾、上院では可決されたが下院で否決された。その後の第2会期¹²²⁾で再び議論され、1865年1月に下院で修正13条は可決、南北戦争終結後の1865年12月、修正13条は成立した。以下では、この修正13条と南北戦争の関係を具体的に確認する。

前述の時系列からも示唆されるように、南北戦争の最大の焦点は奴隷制についてであった¹²³⁾。この奴隷制という最大の問題にひとまずの決着をつけたように思われるのが、奴隷解放宣言である。しかし、議会の承認や憲法上の根拠を欠いていたこともあり、これによって奴隷制という問題が完全に解決した訳ではなかった。そこで重要な意味を持つことになるのが、修正13条の制定である。

第38回連邦議会における議論では、奴隷制に関連する様々な意味を修正13条に込めようとしていた。例えば、法の下での平等や労働成果の保障などの意味が込められていたとされる¹²⁴⁾。また、修正13条制定に反対の立場をとる議員も当然おり、その中には、単に奴隷制を廃止するだけにとどま

119) 第38回連邦議会での制定過程については、小池・前掲注117) 126-127頁参照。他には、松澤幸太郎「アメリカ合衆国憲法修正13条の原意」筑波法学28号84-88頁（2000）、朝立康太郎「南北戦争と奴隷制廃止—合衆国憲法修正第13条の成立過程を中心に—」常松洋＝肥後本芳男ほか編『アメリカ合衆国の形成と政治文化—建国から第一次世界大戦まで— アメリカ史のフロンティア I』112-126頁（昭和堂、2010）参照、勝田卓也『アメリカ南部の法と連邦最高裁』57-58頁（有斐閣、2011）を参照のこと。

120) 第1会期は1863年12月7日から1864年7月4日までである。

121) 第1会期ではこれより前に上院・下院それぞれでいくつかの案が示されている。これについては、小池・前掲注117) 126頁参照。

122) 第2会期は1864年12月5日から1865年3月3日までである。

123) アメリカにおける奴隷問題、特に植民地における奴隷問題に関する研究として、能見善久「『自由・平等の国』アメリカの独立と奴隷問題」書齋の窓674号10頁以下（2021）、同「南部の代表ヴァージニアの奴隷制度」書齋の窓675号31頁以下（2021）がある。

124) 小池・前掲注117) 128-132頁参照。

らなくなると考える者¹²⁵⁾や、次のような理由から奴隷制を廃止することに反対の者もいた。この奴隷制廃止反対論者の考えとしては、社会秩序に根を張る奴隷制を廃止することは、従来の社会秩序を崩すとして反対するというのがあった¹²⁶⁾。

このような見解が示された議論の結果、修正13条1節では奴隷制廃止が示され、当時のアメリカにおける主たる懸案事項に決着がつけられることとなった。しかし、これは新たな問題を生み出した。それは、新しく自由の身となった奴隷たちをどのように扱うか、つまりどのようにして彼らの権利保障を行うかという問題である。そこにおいては、市民権 (citizenship¹²⁷⁾) が重視される¹²⁸⁾。この市民権についても、南北戦争が大きく関わっている。

南北戦争開始以前から、連邦と州の関係はアメリカにおける大きな対立点であった。こうした連邦と州の関係は、奴隷制と「コインの裏表のような関係」¹²⁹⁾を形成していた。南北戦争では、このような関係から、連邦と州のいずれがアメリカに住む者の法的地位や基本的人権を規定・保障する権限を有するのかが争われ、それに基づいて合衆国市民権 (national citizenship)の成立があるかという問題が表面化した¹³⁰⁾。南北戦争の終結は、この「コインの裏表のような関係」とそれに基づく問題に答えを示した。南北戦争により連邦権限は増大されたとされ¹³¹⁾、そのような中で制定さ

125) 法の下での平等という意味に関連したこのような見解については、同・130頁参照。

126) 朝立・前掲注119) 115頁参照。

127) 本稿では、citizenshipを市民権、civil rightsを公民権と訳すこととする。

128) See George Rutherglen, *The Thirteenth Amendment in Legal Theory*, 104 CORNELL L. REV. ONLINE 160, 160–61 (2019).

129) 長田豊臣『南北戦争と国家』8頁(東京大学出版会, 1992)。

130) 同・72–73頁参照。

131) 長田は、これについて財政に関する事項を例に挙げて説明を加えている。同・11–71頁参照。また、小池洋平「修正13条の制定と『再建』の論理— 第38回連

れた修正13条は奴隷制に関する問題を解決し、アメリカの全ての住民に自由を保障しつつ、連邦が具体的な権利保障の権限を持つことを明示していると考えられた¹³²⁾。

そして、市民権については、修正13条、特に同2節とそれに基づいて制定された1866年公民権法（Civil Rights Act of 1866）が大きな役割を果たした¹³³⁾。この1866年公民権法は、その起草者であるTrumbullが述べたように、修正13条が宣言として全てのアメリカ国内の人間に認めた自由を実体的に認める意味を有している¹³⁴⁾。具体的には、その1条でアメリカで生まれた者全てに対して同じ権利が認められるとし¹³⁵⁾、これにより合衆国市民権が成立した¹³⁶⁾。

邦議会における共和政体保障条項の位置づけを素材として —」ソシオサイエンス22号36頁以下（2016）も参照のこと。

132) See CONG. GLOBE, 39th Cong., 1st Sess. 41 (1866).

133) Civil Rights Actについては、藤井樹也『「権利」の発想転換』162-213頁（成文堂、1998）を参照のこと。

134) See CONG. GLOBE, 39th Cong., 1st Sess. 474 (1866).

135) Civil Rights Act of 1866, ch. 31, § 1, 14 Stat. 27 (1866).

136) 長田・前掲注129) 77-81頁参照。また、高佐智美『アメリカにおける市民権—歴史に揺らぐ「国籍」概念—』136-141頁（勁草書房、2003）も参照。しかし、Michael Vorenbergは、こうした市民権の創設に修正13条が大きな意義を持つという見解を否定し、市民権の創設は偶然の産物にすぎないとする。See MICHAEL VORENBERG, FINAL FREEDOM: THE CIVIL WAR, THE ABOLITION OF SLAVERY, AND THE THIRTEENTH AMENDMENT (2001). こうしたVorenbergの見解について、偶然性は否定できないもの、必ずしもそうとは言えないとする見解もある。朝立・前掲注119) 126頁参照。なお、解放された奴隷の身分に関する、修正13条制定と同時期に行われた議論については、小池洋平「アメリカ再建期における解放奴隷の法的包摂とその限界—1865年解放民局法審議における解放民の法的身分を素材として—」遠藤美奈=植木淳ほか編『人権と社会的排除—排除過程の法的分析—』21頁以下（成文堂、2021）を参照。

2 修正13条の適用

このように、修正13条は奴隷制の廃止とその後の市民権の確立には大きな役割を果たした。しかし、その後の判例などにおいてはそこまで重視されてきたとは言いがたく、修正13条は法理論上、「断片的に、目立たず」¹³⁷⁾受容されてきたと評される。これには3つの理由があるとされる¹³⁸⁾。1つには、奴隷制廃止という点があまりに明確すぎたからである。2つには、そうした奴隷制廃止という原則がとても狭く解釈されてしまったからである。そして、これら2つの点からして、修正13条が一時期の状況に適合するだけの条文であるとされてしまったからである。

特に判例において修正13条は、このような評価が表すように特定の場面に対する限定的な適用となっている。以下では、この点について確認する。

(1) 修正13条制定後の状況

代表的な判例を確認する前に、修正13条制定後のアメリカの状況を別の視点から簡単に確認する。修正13条により、奴隷であった者は自由の身となった。しかし、その者たちを待っていたのは人種差別であった。

修正13条制定後、南部においてはBlack Codeと呼ばれる差別的な法律が制定され、奴隷であった者の権利は制限を受けた。1866年公民権法は、人種差別を禁止する内容を含んでいた。しかし、ここでは州による差別がその主たる対象であって、私人による差別はその対象ではなかった。さらに、こうした人種差別が南部だけではなく北部においても広がり、人種差別はアメリカ全土において問題となっていった。そのため、修正14条やさらなる公民権法の制定がなされ、これに関する判例の中では、こうした人種差別をどのように扱うかが問題とされた¹³⁹⁾。

137) Rutherglen, *supra* note 128, at 161.

138) *See id.*

139) 当時の状況については、これに関する法的な動きも合わせて、勝田・前掲注

(2) 修正13条と判例

こうした状況の下で、判例の中で修正13条に関する判示が示される。

① Slaughter-House Cases¹⁴⁰⁾

ルイジアナ州法における屠殺業に関する独占権について争われ、修正14条1節の「特権と免除」(privileges and immunities)が主として問われた事件である¹⁴¹⁾。このように、本判決は修正14条に関する重要判決であるが、修正13条の意味について初めて判示した判決ともされ、修正13条に関する重要判決でもある。

判示では、南北戦争後に成立した修正13・14・15条の目的は、南北戦争に関する歴史を踏まえると、奴隷であった者たちの自由を保障することであるとする¹⁴²⁾。しかし、奴隷であった黒人だけがこれらの保障を享受できる訳ではない。修正13条は、黒人奴隷制をその念頭に置いてはいたが、他の奴隷制(“slavery”)をも対象としている。具体的には、メキシコ人の債務者強制労役や中国人苦力(Mexican Peonage or the Chinese Coolie)¹⁴³⁾の制度は、メキシコ人や中国人に対する奴隷制へと拡大する可能性があり、これを修正13条は無効にするであろうとしている¹⁴⁴⁾。

このように本判決は、修正13条は黒人奴隷制だけが対象ではないということを示した。

② Civil Rights Cases¹⁴⁵⁾

Slaughter-House Casesの2年後、公共施設における差別行為を規制す

119) 60-110頁参照。

140) Slaughter-House Cases, 83 U.S. (16 Wall.) 36 (1873).

141) 具体的な判旨と意義については、勝田・前掲注 119) 112-121頁を参照のこと。

142) See *Slaughter-House Cases*, 83 U.S. at 67-72.

143) peonageとcoolieの訳語については様々なものが存在する。peonageについては、本稿ではpeonageの実際などを鑑みて、藤井樹也の訳に従い「債務者強制労役」とする。藤井・前掲注 117) 614頁参照。またcoolieは、「苦力」とする。

144) See *Slaughter-House Cases*, 83 U.S. at 72.

る1875年公民権法¹⁴⁶⁾が制定される。本判決では、黒人が宿泊拒否された事件など5つの事件を併合し、1875年公民権法の合憲性が争われた。結論として本法が違憲とされた点がクローズアップされるが、修正13条に関してもその後の判例に影響を与える見解を示している。

Bradley裁判官による法廷意見では、まず修正14条1節に関し判示する。その中では、state actionの法理を厳格に解しつつ、修正14条からは当該立法を制定できる権限は連邦議会にないとする¹⁴⁷⁾。反対に修正13条に関しては、state actionの法理は及ばないとし、同2節を根拠として立法できる範囲を次のように示している。

修正13条は、奴隷制を禁止することについては立法を必要とせず、自力執行 (self-executing) できる。これによって普遍的な自由が確立され、さらに、立法により救済手段を定めることが適切な場合もある。修正13条は、奴隷制や意に反する苦役をアメリカのどこにおいても存在させてはならないという絶対的な宣言 (absolute declaration) であることを鑑みると、そうした立法は私人を直接的に規律することになる。こうした修正13条の性質からすれば、まず奴隷制は法律なしには存在しないものであるから、奴隷制を認めるような法律は無効となる。また2節より、連邦議会は奴隷制の痕跡やこれに付随する物 (“badges and incidents of slavery”) を廃止するための適切な立法措置を取ることができるとした¹⁴⁸⁾。

その後、この基準に照らし、修正13条2節が当該立法の根拠となるかを検討する。この中ではまず、奴隷制から考えると、他人に奉仕させられ契約ができないことと奴隷制とが関係することは明らかである。しかし、共同体における人種などの社会的権利と呼ばれるものを調整することは、修正13条による権限からは想定されず、奴隷制と繋がらないのではないかと

145) *Civil Rights Cases*, 109 U.S. 3 (1883).

146) Civil Rights Act of 1875, ch. 114, 18 Stat. 335 (1875).

147) *See Civil Rights Cases*, 109 U.S. at 8-19.

148) *See id.* at 20.

いうことを示唆する¹⁴⁹⁾。そして、修正13条は単に奴隷制を廃止したにすぎず¹⁵⁰⁾、人種や階級の違いに関する条文ではないとする¹⁵¹⁾。さらに、奴隷制が廃止される以前にも、いわゆる自由黒人に対する様々な差別が存在したが、それらは自由人であるという地位を侵害していた訳ではないので、人種や肌の色を理由とした差別は奴隷制の痕跡とは言えないとした¹⁵²⁾。

こうした法廷意見に対して、Harlan裁判官は反対意見を記している。その中では、法廷意見のように、奴隷制の痕跡などを規制するような立法ができるという点を認め、人種差別を認めない法律を制定することも連邦議会の役割であり¹⁵³⁾、修正13条による立法は人種差別に対しても行えるとした¹⁵⁴⁾。

③ Plessy判決¹⁵⁵⁾

人種ごとに客車を分けることを定めたルイジアナ州法が、修正13・14条に反するかが問われた事件である。修正13条については次のように判示されている。

この中では、Civil Rights Casesを引用し、修正13条は奴隷制や苦役の

149) *See id.* at 22.

150) *See id.* at 23.

151) *See id.* at 24.

152) *See id.* at 25. これは、1875年公民権法で人種差別が奴隷制の象徴であるとされたのとは真逆の結果となっている。この点については、樺博行「アメリカ憲法修正13条適用範囲の変容」新島学園女子短期大学紀要22号34頁（2002）参照。これまで見てきたようにこの結果は、単に立法化された場面が“badges and incidents of slavery”に該当するか否かという点から説明できるとされる。*See William M. Carter, Jr., Race, Rights, and The Thirteenth Amendment: Defining The Badges and Incidents of Slavery*, 40 U.C. DAVIS L. REV. 1311, 1325 n.37 (2007).

153) *See id.* at 35-36 (Harlan, J., dissenting).

154) *See id.* at 36-37 (Harlan, J., dissenting).

155) *Plessy v. Ferguson*, 163 U.S. 537 (1896).

痕跡についても適用されるが、白人と有色人種を区別するような法律は、両人種間の法的平等を崩し、意に反する苦役を再確立する傾向があるものではないとした¹⁵⁶⁾。そしてこのような判示から、修正13条に反しないことを明らかにした¹⁵⁷⁾。

④ Jones判決¹⁵⁸⁾

このJones判決は、これまでの判例を転換し、修正13条の判例法理を前進させた。この中では、黒人の家族がいることだけを理由に家の購入を拒否されたことと、不動産購入に関する差別禁止を定めた連邦法¹⁵⁹⁾との関係が争われた。

当該連邦法は、1866年公民権法に由来する。そこで判示としては、1866年公民権法の制定過程を辿りつつ、同法があらゆる人種差別を禁止しており、これはその後の1870年公民権法によっても変わることがなかったとした¹⁶⁰⁾。そして、Civil Rights Casesを引用し、修正13条2節において“badges and incidents of slavery”について連邦議会は立法権限を有し、これを基に不動産の取得に関する人種差別を規制することができるかを判断する¹⁶¹⁾。そこではまず、その中で重要となるこの“badges and incidents of slavery”について、これに何が該当するのかを連邦議会が定めることができるとした¹⁶²⁾。そして、黒人も白人と同じように財産を購入できることへの制限がこの中に含まれていたことは先例により明らかであり¹⁶³⁾、ま

156) *See id.* at 542-43.

157) Harlan裁判官反対意見では、修正13条は奴隷制の痕跡を課すことを禁止しており、修正14条とともに、自由と市民権に関連する全ての公民権を保護するとした。*See id.* at 555 (Harlan, J., dissenting).

158) *Jones v. Alfred H. Mayer Co.*, 392 U.S. 409 (1968).

159) 42 U.S.C. § 1982.

160) *See Jones*, 392 U.S. at 422-36.

161) *See id.* at 439.

162) *See id.* at 440.

た、人種差別によってゲッターに住ませたり、不動産を購入できるかどうかが肌の色に基づいて決まるのであれば、奴隷制の名残 (relic) と言えるかと判示した¹⁶⁴⁾。このように、修正13条2節を根拠に、不動産購入に当たっての人種差別を禁止することは認められるとした。

（3）修正13条適用範囲の変遷

この①から④までの判例をまとめると以下ようになる。①は、修正13条の主たる対象であった黒人奴隷制だけにその適用範囲は限定されないとしている。この判示から適用範囲は拡大されたと言えるが、そこで取り上げられた債務強制労役などは、奴隷制に繋がる可能性があるという理由で問題とされており、あくまでも奴隷制との関係に基づいている。①は人種差別とは関係のない判決であったが、その後、判例においても人種差別との関係が問題となり、特に私人における人種差別行為が大きな論点とされた。これに対しては、修正14条とは異なり、明文上state actionの法理に関する規定のない修正13条は大きな役割を果たすはずであった。特に②では、このstate actionの法理に関して、修正14条との違いを明確にし、これが及ばないことを明らかにした。そして、“badges and incidents of slavery”を規制する立法権限が連邦議会に与えられていることを示した。しかし、何が“badges and incidents of slavery”に該当するかについて明確な基準を示さず、人種差別と修正13条の関わりを否定し、人種差別を規制する立法を違憲としたことによって、修正13条の適用を限定的なものへとしてしまった。

これが劇的に改善されたのは公民権運動の時期である。③のPlessy判決で示された“separate but equal”という理論は、Brown判決¹⁶⁵⁾で覆された。

163) See *id.* at 441. ここでは、Civil Rights Casesを挙げている。See *Civil Rights Cases*, 109 U.S. at 22.

164) See *id.* at 442-43.

165) *Brown v. Board of Education of Topeka, Kansas*, 347 U.S. 483 (1954).

同様に、修正13条に関して大きな転機となったのは、④のJones判決である。Brown判決を踏まえれば修正13条を再解釈する必要性も高まったとされ¹⁶⁶⁾、この判決の意義としては、“badges and incidents of slavery”に何が該当するかについて、連邦議会自身が決定できるということ、そして私人が行う人種差別行為に対しても修正13条の適用が認められたということである。この判決により修正13条の適用範囲は広がり¹⁶⁷⁾、さらにこの判決を経て、1991年公民権法において政府以外による差別行為を規制する条文が設けられており¹⁶⁸⁾、その意義はかなり大きい。しかし、あくまでも奴隷制との繋がりが見られるような人種差別までにしか適用範囲がないという点において、修正13条は限定的な適用範囲であるとも言える。

3 修正13条2節

上記の判例からも分かるように、人種差別までを適用範囲とした根拠は修正13条2節であった。2節は、「連邦議会は、適当な立法によって本条の規定を実施する権限を有する」と定めるが、どのような立法が認められるかは条文上明らかではない。これに関して判例は、Civil Rights Casesで“badges and incidents of slavery”を規制する立法が可能であることを示した。これは、その後の判例でも前提とされている¹⁶⁹⁾。

ここで問題となるのは、“badges and incidents of slavery”が具体的に何を意味するかということである¹⁷⁰⁾。Jones判決で適用範囲の拡大が示され、

166) See Rutherglen, *supra* note 128, at 166.

167) 樫はこれに関連し、Jones判決は「修正13条のもつ人種問題解決への憲法的根拠と機能を明らかにした」と評する。樫・前掲注152) 38頁。

168) 42 U.S.C. §1981(c).

169) See, e.g., George A. Rutherglen, *The Badges and Incidents of Slavery and the Power of Congress to Enforce the Thirteenth Amendment, in THE PROMISES OF LIBERTY: THE HISTORY AND CONTEMPORARY RELEVANCE OF THE THIRTEENTH AMENDMENT* 163, 163 (Alexander Tsesis ed., 2010).

170) この点以外でも、この2節に関する問題点があると指摘されている。See

同時に、連邦議会がこの内容について判断できるとしていることを鑑みれば、これが何を意味するかは重要な意味を持つとも言える。しかし、この段階においても明確なメルクマールが示されていない。

この点については、学説においても議論が続いている¹⁷¹⁾。Millerによれば、この解釈は広狭2つのパターンがあるとされている。それは、あらゆる従属や偏見がこれに該当すると考える立場と、ある特定の行動や集団内の人間に関することだけがこれを構成するという立場である¹⁷²⁾。この議論は、後述する修正13条の適用範囲をさらに拡大しようとする動きにも繋がっている¹⁷³⁾。

4 “involuntary servitude”

では、修正13条1節についてはどうであろうか。この1節がどこまで適用されるかについては、“involuntary servitude”に該当するか否かによる¹⁷⁴⁾。そこで、これがいかに解釈されてきたのかについて、判例などを基に検討をする。

(1) 修正13条制定までの“involuntary servitude”

この“involuntary servitude”という言葉は、1787年のNorthwest Ordinance（北西部条令）をその起源とする¹⁷⁵⁾。この条令は、オハイオ川以北に

Carter, Jr., *supra* note 152, at 1314–15.

171) こうした研究の内、Popeはこの基準の意味を探りつつ1節との関係について検討する。See James Gray Pope, *Section 1 of the Thirteenth Amendment and the Badges and Incidents of Slavery*, 65 UCLA. L. REV. 426 (2018).

172) See Darrell A.H. Miller, *The Thirteenth Amendment and The Regulation of Custom*, 112 COLUM. L. REV. 1811, 1845 (2012).

173) なお、2節の範囲を限定すべきとする見解もある。See Jennifer Mason McAward, *The Scope of Congress’s Thirteenth Amendment Enforcement Power After City of Boerne v. Flores*, 88 WASH. U. L. REV. 77 (2010).

174) 藤井もこの点を指摘し検討を加えている。藤井・前掲注117) 615–619頁参照。

における北西部領地に関するものである。その6条では、この領地においても奴隷制を認めないことを規定し、そこで“involuntary servitude”についても規定される¹⁷⁶⁾。この規定が設けられた背景には、当時の奴隷制を巡る北部と南部との対立があったとされている¹⁷⁷⁾。その後は、1802年に制定されたオハイオ州憲法で“involuntary servitude”の禁止が規定されるなどしている。この当時も何が“involuntary servitude”に該当するかが問題となり、これについては様々な要素から検討すべきであるとされていた¹⁷⁸⁾。

そして、修正13条として“involuntary servitude”の禁止が盛り込まれる。同条にNorthwest Ordinanceの文言がそのまま用いられた理由としては、Northwest Ordinanceの文言は外国で用いられたものではなく、条令自体がアメリカの政治的伝統と深いつながりがあり、そして修正13条を支持する者の多くが賛同できるような言葉が使われていたからであるなどとされる¹⁷⁹⁾。

175) See Jack M. Balkin & Sanford Levinson, *The Dangerous Thirteenth Amendment*, 112 COLUM. L. REV. 1459, 1470 (2012).

176) “There shall be neither slavery nor involuntary servitude in the said territory, otherwise than in the punishment of crimes, whereof the party shall have been duly convicted: Provided always, That any person escaping into the same, from whom labor or service is lawfully claimed in any one of the original States, such fugitive may be lawfully reclaimed, and conveyed to the person claiming his or her labor or service as aforesaid.” Northwest Ordinance of 1787, ch. 8, art. VI, 1 Stat. 51, n.(a) (1789).

177) See Nathan B. Oman, *Specific Performance and The Thirteenth Amendment*, 93 MINN. L. REV. 2038-39 (2009). See also Paul Finkelman, *Slavery and the Northwest Ordinance: A Study in Ambiguity*, 6 J. EARLY REPUBLIC 343 (1986).

178) See Oman, *supra* note 177, at 2040-48. ここでは、4つの要素が読み取れるとされている。

179) See Balkin & Levinson, *supra* note 175, at 1478-79.

（2）修正13条制定後の“involuntary servitude”—強制労働との関係—
修正13条制定後は、合衆国最高裁判所の判例の中でも本格的にこの解釈が論点として取り上げられる¹⁸⁰⁾。

① Slaughter-House Cases

本判決は前述した意義の他に、“involuntary servitude”の意味に関して言及がある。

そこでは、修正13条を個人の自由に関する重要であるがシンプルな宣言であると位置づける。その上で、特定の地域において財産（property）に付随するものである“servitudes”の手がかりを探すに当たっては、こうした性質を有する修正13条について検討した上で、詳細な考察が必要であるとする¹⁸¹⁾。その後、それぞれの言葉に注目して、具体的に検討を加えている。そこでは、“involuntary”という言葉は人間にのみ適用できるものであるため、この言葉を用いることで“servitude”が個人に対するものであることが示される。そして、犯罪に対する処罰が例外とされていることから、“servitude”の意味が明らかになるとする。“servitude”という言葉は奴隷制（“slavery”）よりもその意味の範囲は広く、この“servitude”に関する規定があるのは、アフリカ人の奴隷制に関する部分やそうした状況全て（all shades and conditions of African slavery）を禁止することを目的としていたからであるとした。また、この具体例としては、西インド諸島で行われていたような長期にわたる徒弟制度や、プランテーションで働かされていた農奴を挙げた¹⁸²⁾。

こうした判示と、前述したMexican Peonageなどに関する指摘を踏まえ

180) 以下に見るSlaughter-House Cases判決以前でも、下級審でこの問題は取り上げられていた。See *In re Turner*, F. Cas. 337 (C.C.D. Md. 1867).

181) See *Slaughter-House Cases*, 83 U.S. at 69.

182) See *id.* この具体例については、奴隷制という言葉だけでは表すことのできないものであるともされているため、“involuntary servitude”の具体例ということができる。

ると、“involuntary servitude”は強制労働を念頭に置き、さらにはそれは奴隷制との関連を強く意識していたということが明らかとなる。

② Robertson判決¹⁸³⁾

ある船の船員であったRobertsonらは、契約違反をしたことで連邦法違反を問われ、身柄を拘束された。そこで彼らは人身保護令状を求め、当該連邦法は“involuntary servitude”を課しており修正13条に反していると主張した。判示では、“involuntary servitude”の判断に関して“involuntary”に焦点が当てられている。

そこでは、“involuntary servitude”と判断されるのは、いつ“involuntary”であったかによるとしている。具体的には、契約期間に“involuntary”という状態に置かれ続けることが該当するのか、契約開始時に“involuntary”であることが該当するのかが問題となる。しかし、この観点を具体的に検討するのではなく、自分から同意して“servitude”に入った場合は“involuntary”とは言えないという考えを示す¹⁸⁴⁾。そのため、年俸を得て誰かに奉仕をするという契約などは、公序良俗違反を問われる可能性はあるが、そのような契約に同意している以上、“involuntary”とは言えないと説明する。そして、イギリスではこうした契約を破棄した者に対して刑事罰を科す法律があるが、アメリカでは同様の法律は世論などから支持されないとする¹⁸⁵⁾。

確かに、Slaughter-House Casesから、“involuntary servitude”が修正13条に盛り込まれたのは、奴隷制との関わりから捉えられ、別の名前で奴隷制が復活してしまうかのような実際上の動きをカバーするためではある¹⁸⁶⁾。しかし、“involuntary servitude”がすでにその例外とされてきたも

183) Robertson v. Baldwin, 165 U.S. 275 (1897).

184) See *id.* at 280–81.

185) See *id.* at 281.

186) See *id.* at 282.

のには該当しないことは明らかであって、今回で問題となった船員に関する契約も、昔から例外に該当するとした¹⁸⁷⁾。

この判決においても、“involuntary servitude”は奴隷制との関係で捉えられ、さらに、Slaughter-House Casesの立場が前提とされており、強制労働を念頭に置いていると言える。そこでこれに該当するか否かを判断するために必要となる“involuntary”の意味についてその判断基準を示す。ここでは、時を重視すべきという立場に立っているが、それに関しては詳しく検討をせず、当事者の同意の有無という点に着目する。

(3) “involuntary servitude”と peonage

このように判例で“involuntary servitude”は、強制労働との関わりで論じられる。しかし、そうした判例において修正13条違反となることは少なかつた¹⁸⁸⁾。反対に、同じ強制労働の中でも、特に厳しい視線が注がれていた領域としてpeonageがある。peonageに関する判例では、“involuntary servitude”の意味についても様々な示唆がある。そこで以下では、peonageに関する代表的な判例を検討していく。

では、そもそもpeonageとは何か。判例では、特にメキシコで行われていたものであり、その本質は債務を返済するまで強制的に労役に服させられる状態のこととされる¹⁸⁹⁾。そして、そうした労働に従事している者はpeonと呼ばれる¹⁹⁰⁾。

こうしたpeonageを制限する立法として、Anti-Peonage Act of 1867¹⁹¹⁾がある。共和党上院議員のSumnerは、ニューメキシコにおいて、陸軍が強制労働に耐えられず農地から脱走した労働者を雇用主の下へと返すこと

187) *See id.* at 282–88.

188) その他の判例については、藤井・前掲注117) 615–616頁を参照のこと。

189) *See Bailey v. Alabama*, 219 U.S. 219, 242 (1911).

190) *See id.*

191) Anti-Peonage Act of 1867, ch. 187, 14 stat. 546 (1867).

に關与しているという報告を受け、これを規制するための法律を制定する動きを見せた。この動きが基となって制定された連邦法がこのAnti-Peonage Act of 1867である。内容としては、ニューメキシコだけではなく、他の地域でもpeonageを禁止するものであった。さらに、修正13条は“involuntary servitude”とされているが、この法では“voluntary”・“involuntary”を問わないpeonageを禁止した¹⁹²⁾。

当時、特にアメリカ南部では、奴隷であった者たちが置かれた状態が改善された訳ではなかった。彼らは生きていくために、再び農地での労働に従事する必要に迫られた。そこで彼らは雇用主に対して債務を背負い、この返済のための労働を強いられた¹⁹³⁾。さらには、各州法などの存在も、彼らの厳しい状態を継続させる原因となった。例えば、罰金などを肩代わりする代わりに、その罰金という債務を返済させるために労働に従事させることを可能にする犯罪保証法 (criminal-surety laws) などが存在した¹⁹⁴⁾。このような刑罰を用いて強制労働を行わせるシステムの存在をもままたて、強制労働が各地で行われていた。

しかしこのような状況にあっても、連邦政府は具体的な政策を採らず、せっかく制定されたAnti-Peonage Act of 1867に関する事柄が裁判で争われることもほぼなかった。その後、新たに移民が流入し、白人がpeonage

192) CONG. GLOBE, 39th Cong., 2d Sess. 239-40 (1867). では、Sumnerが本法制定について答弁した内容が明らかになっている。また、この法律の内容については、藤井樹也「労働者保護規定としての修正13条」成蹊法学88号134-135頁(2018)を参照のこと。See also Oman, *supra* note 177, at 2064-65; Rebecca E. Zietlow, *A Positive Right to Free Labor*, 39 SEATTLE U. L. REV. 859, 881 (2016).

193) See Tamar R. Birckhead, *The New Peonage*, 72 WASH. & LEE L. REV. 1595, 1614-15 (2015).

194) この訳語は、藤井・前掲注192) 136頁による。さらに、同様の効果を持った他の法律や制度については、同・136-137頁を参照のこと。See also William Cohen, *Negro Involuntary Servitude in the South, 1865-1940: A Preliminary Analysis*, 42 J. S. HIST. 31, 53 (1976); Oman, *supra* note 177, at 2080-82.

の状態に置かれることが多くなると、次第にその状況が調査されるようになった。このような流れの中で、合衆国最高裁判所においても、こうした peonage 関する判決が登場するようになる¹⁹⁵⁾。

① Clyatt判決¹⁹⁶⁾

まず検討するのが、このClyatt判決である。本判決では、逃亡した労働者をpeonageに従事させた者が連邦法違反¹⁹⁷⁾に問われた事件である。結論としては、当該連邦法は修正13条に反しないとしている。

この中では、peonageとは、債務に基づいた強制労働の地位や状態のことを指すとした上で¹⁹⁸⁾、“involuntary servitude”との関係について述べている。そこでは、peonageには、“voluntary”と“involuntary”のものがあるが、これはその始まりが違うだけで、“servitude”の性質には影響がないとされている。peonageはpeonが債務の返済をしない限り雇用主に役務(services)を提供する、つまり労働しなければならないということからして強制労働に変わりなく、“involuntary servitude”である、とした¹⁹⁹⁾。そして、peonageと債務返済における“voluntary”な労働との違いは、後者がいつでも契約を破棄でき、役務提供を強制するような法律などが存在しないということにあるとする²⁰⁰⁾。つまり、peonageでは契約を破棄できない状態に置かれてしまうことが重要であるという立場を示した。さらに、修正14・15条が行為を問題とするのに対し、修正13条はある地位や状態に置かれている場合に問題とされるということをも判示している²⁰¹⁾。

195) See Birckhead, *supra* note 193, at 1616-17.

196) Clyatt v. U.S., 197 U.S. 207 (1905).

197) この連邦法はAnti-Peonage Act of 1867を基にし、当該条文はpeonageの定義やある者をpeonageの状態にした者への罰金について規定したものである。
See *id.* at 208.

198) See *id.* at 215.

199) See *id.*

200) See *id.* at 215-16.

② Bailey判決

立法によるpeonageへの規制を認めたClyatt判決により、下級審でのAnti-Peonage Act of 1867の適用範囲は広がったように見えたが、実際にはこれまでのpeonageを促進させるような法律や制度は残ったままであった²⁰²⁾。この中で、合衆国最高裁判所が再びpeonageを扱ったのがこのBailey判決である。

Baileyは企業と労働契約を結び賃金の前借りをしていたが、それを完済せずに一方的に退職してしまった。当時のアラバマ州法には、雇用主に対して債務を抱えている労働者が仕事を辞めた際には、労働者に詐欺罪の成立を推定する規定があり、これによってBaileyが詐欺罪に問われたという事件である。判示では、前述したような具体的なpeonageの定義を示しつつ、Clyatt判決と同様に“involuntary servitude”との関係を述べている。

その中では、当該州法についてまとめ、同法に基づき詐欺罪が適用されることで、役務の提供を強制されるという側面があることを認める²⁰³⁾。そして、peonageの定義を行う前提として、“involuntary servitude”の本質は、他人の利益のためにある者の個人的な役務が処分・強要されることとする²⁰⁴⁾。その上でpeonageの定義を示し、Clyatt判決などを参照して、peonageと“involuntary servitude”との関係を示している²⁰⁵⁾。そして、修正13条は、刑事法規により“involuntary servitude”などを確立・維持することを認めてはならず、ある者が役務を提供せず債務を支払わない場合に、犯罪としてこれを処罰し、債務を支払うことにおいて他人のために労働を強制することはできないとした²⁰⁶⁾。以上を踏まえ、当該州法は修正13条

201) *See id.* at 216.

202) *See* Birckhead, *supra* note 193, at 1617–18.

203) *See Bailey*, 219 U.S. at 238.

204) *See id.* at 241.

205) *See id.* at 242–43.

206) *See id.* at 243–44.

違反になるとした。

③ Reynolds判決²⁰⁷⁾

労働を強制するような制度の問題点については、このReynolds判決でも示されている。そこでは、アラバマ州の犯罪保証法に基づき、犯罪者の保釈金や罰金を肩代わりした者が、これを返済させるために強制労働させたことが、修正13条などに反するかが争われた。

判示ではBailey判決を引用し、今回の事案では、刑事罰を科されるという「恐れ」(fear)により強制的な役務に駆り立てられているとして²⁰⁸⁾、修正13条違反を認めた。このように、本判決は刑事罰による影響から判断していることが注目される。

④ Pollock判決²⁰⁹⁾

1900年代初頭では、立て続けにpeonageに対する厳しい姿勢が示された。しかし、これがなくなることはなかった。次のPollock判決でも同じような法律が問題となっている²¹⁰⁾。

本判決は、労働契約を結び前借金をしたPollockが、前借金をしつつも契約期間の途中で労働を行わなくなった場合には詐欺罪の成立を考えるフロリダ州法によって罰金などを科されたことに関して、当該州法が修正13条に反するかが争われた。

判決の中では、労働市場という観点に着目していることが注目される。修正13条とAnti-Peonage Actの目的は、奴隷制を終わらせることだけで

207) United States v. Reynolds, 235 U.S. 133 (1914).

208) See *id.* at 146.

209) Pollock v. Williams, 322 U.S. 4 (1944).

210) Pollock判決の2年前に示された判決(Taylor v. Georgia, 315 U.S. 25 (1942).)もpeonageに関するものであり、ここでも刑事罰によって強制労働がなされていることが重視されている。

はなく、完全に自由で“voluntary”な労働体制の維持である。雇用主からの抑圧に対して抵抗するには、その雇用主を変更するしかないが、債務を負い強制労働に服すると、労働者側は労働条件などを変更できず、雇用主もそのような条件を変えようとはしない。これによって労働条件や生活水準が下がることは、労働者だけではなく、市場の競争相手にも影響を与えることに繋がる²¹¹⁾。またAnti-Peonage Actは、刑事罰によって強制労働を課してはならないことを意味しており、その判断に当たってはどのような行為があったかをも考慮する²¹²⁾。このような修正13条やAnti-Peonage Actの規定を考えれば、債務の返済のために労働しないことを犯罪としてはならず、また、たとえ“involuntary”に契約がなされたとしても、“involuntary servitude”は認められないとした²¹³⁾。その上で、当該州法は修正13条などに反しているとした。

(4) Kozminski判決²¹⁴⁾

このような一連のpeonageに関する判決において、“involuntary servitude”の意味に関するいくつかの要素が明らかになった。その後、“involuntary servitude”に関する合衆国最高裁判所の判決の中で大きな意義を有するのが、このKozminski判決である。

Pollock判決の後、“involuntary servitude”の判断に関しては、下級審によって2つの立場が示されていた。1つは、Shackney判決²¹⁵⁾が示した立場である。ここでは、“involuntary servitude”を、主人 (master) が使用人 (servant) に対して、圧倒的な力の下で常に脅しを加え、使用人が役務の提供と自由の間で選択を行うことができない状態であるとし、そこには

211) *See Pollock*, 322 U.S. at 17-18.

212) *See id.* at 18.

213) *See id.* at 24.

214) *United States v. Kozminski*, 487 U.S. 931 (1988).

215) *United States v. Shackney*, 333 F.2d 475 (2d Cir. 1964).

役務の提供を続けさせるような「法律や力 (law or force)」が必要であるとした²¹⁶⁾。別のアプローチはMussry判決²¹⁷⁾で示されている。その中では、Shackney判決の判示を，“involuntary servitude”は法律や物理的な力によった場合にのみ起こり得ると解していたとし、これを批判する。その上で、Bailey判決で示された“involuntary servitude”の本質を踏まえ、法的・物理的な強制によらずとも、ある人が不正な行為によって別の人を強制的に従わせ、その者に労働を行うほかないと信じさせるなどした場合にこそ、“involuntary servitude”という状態が生ずるとする²¹⁸⁾。つまり、法的・物理的な強制だけによって“involuntary servitude”という状態が生じるのか、それともそこに心理的な強制も含まれるのかが問題となっている。Kozminski判決では、このどちらの立場を最高裁が採用するかが焦点となった²¹⁹⁾。

事案としては、知的障害のある者に対して、身体的な虐待だけではなく心理的な圧迫によっても劣悪な環境と条件で強制労働をさせたことにより、Kozminski一家は連邦法²²⁰⁾違反を問われたというものである。O'Connor裁判官による法廷意見では、当該連邦法を検討するには、“involuntary servitude”に関するこれまでの判例の検討が必要とする²²¹⁾。

そこではまず、修正13条の主たる目的はアフリカ系黒人奴隷制 (African slavery) という制度の廃止であるとする²²²⁾。しかし、この目的に限られるものではなく、「involuntary servitude」という言葉は、『実際に行われると同様に望ましくない結果をもたらす傾向がある、アフリカ系黒人奴隷制

216) *See id.* at 486-87.

217) *United States v. Mussry*, 726 F.2d 1448 (9th Cir. 1984).

218) *See id.* at 1452-53.

219) 法廷意見では、下級審の見解対立を解決するためにサーシオレイライを認めるとしている。*See Kozminski*, 487 U.S. at 939.

220) 18 U.S.C. § 241, § 1584.

221) *See Kozminski*, 487 U.S. at 941.

222) *See id.* at 942.

に似た (akin to African slavery) 形態の強制労働を網羅する』ように拡大することを意図していた」²²³⁾。この言葉がどのような状態まで禁止しているかを定義づけることは困難であるが、犯罪に対する処罰に関する場合を例外としているところからして、“involuntary servitude”には、少なくとも法律によって強制的に働かされる状況が含まれると考えられていたと言える。そして、“involuntary servitude”を規定した目的や、さらにはstate actionの法理が及ばないということからして、物理的な強制を禁止するという意図も含まれるとした²²⁴⁾。

こうした判断は修正13条、特にpeonageに関する判例から確認でき、そこでは、“involuntary servitude”という状態は、働くか法的制裁を受ける以外に選択の余地がないものであるというのが明らかである²²⁵⁾。そして、条文で明確に例外とされている犯罪に関する処罰やRobertson判決で確認されたような修正13条の例外と言えるものを除き、“involuntary servitude”は、物理的または法的な強制を対象としており、心理的な強制はこれに該当しないとされてきたとした²²⁶⁾。

さらに、心理的な強制まで“involuntary servitude”に含める解釈によれば、心理的な強制を行うことによって刑事罰を科され、日常の様々な事柄が犯罪となる可能性があり、これは陪審員などに何が犯罪となるのかということ委ね、本来は立法によって行われるべきことをないがしろにするなどと批判する²²⁷⁾。また、修正13条と同じ文言を用いている当該連邦法については、被害者が物理的拘束・傷害または法律・法的手続きによる強

223) *Id.* これは、Butler v. Perry, 240 U.S. 328, 332 (1916). を引用している。また同時に、Robertson判決やSlaughter-House Casesをも参照している。

224) *See id.*

225) *See id.* at 942-43.

226) *See id.* at 943-44. この中では、歴史的な事柄を調べるだけでは修正13条の射程を捉えられないとしつつも、物理的または法的強制を修正13条が念頭に置いていることは明らかであるとする。

227) *See id.* at 949.

制や脅しによって働くことを強制されている隷属状態 (condition of servitude) が“involuntary servitude”に含まれる。そして、こうした物理的または法的な強制の有無を判断するには、被害者の傷つきやすさ (the vulnerabilities of the victim) が関係し、他の強制手段や極めて劣悪な労働環境があったということも、これを判断するための重要な要素となとした²²⁸⁾。このように判断をして、“involuntary servitude”には心理的強制は含まれないとした²²⁹⁾。

(5) 小括

こうした“involuntary servitude”に関する判例からは、その意味について何が読み取れるのだろうか。

① “slavery”と“involuntary servitude”

修正13条1節は、“slavery”と“involuntary servitude”を区別して規定している。これが示すように、“slavery”と“involuntary servitude”は、その状態がどれほど続くかという点、そして強制の態様という点などから区別できるとされている²³⁰⁾。しかし、これまでの判例では、両者は関連づけられていることが多く、“involuntary servitude”との関係で“slavery”は2つの意義を持つと言える。1つは、“servitude”の意味を示唆するものである。Slaughter-House Casesが、“servitude”は“slavery”²³¹⁾よりも広

228) See *id.* at 952.

229) こうしたKozminski判決の判断は、刑事事件であるからとされる。See Lauren Kares, *The Unlucky Thirteenth: A Constitutional Amendment in Search of a Doctrine*, 80 CORNELL L. REV. 372, 388 (1995). なお、判決後制定されたTVPA (Victims of Trafficking and Violence Protection Act of 2000) は、心理的な強制も“involuntary servitude”の範囲に加える。22 U.S.C. § 7102(8) (2006)

230) See Andrea C. Armstrong, *Slavery Revisited in Penal Plantation Labor*, 35 SEATTLE U. L. REV. 869, 882–86 (2012).

231) “slavery”も単なるchattel slavery (動産奴隷制) だけを意味しないとする見解もある。See Lea VanderVelde, *The Thirteenth Amendment of Our Aspira-*

い概念であると判示したことからこの点は読み取れる²³²⁾。2つ目の意義としては、“involuntary”の意味を定めるというものである。両点について、以下で検討を加えることとする。

② “involuntary”と“servitude”

判例での判断について、Kozminski判決までは主として、問題となっている“servitude”が“involuntary”であるか否かを問い、その後はどのようにして“servitude”が“involuntary”なものへと変化したか、つまりその手段をも問われている²³³⁾。そしてその詳細を見てみると、繰り返し検討されているのは“involuntary”の意味である。

これまで見てきたように、Slaughter-House CasesやRobertson判決では、“involuntary servitude”が“slavery”との関係で捉えられることを明確にしている。両判決からは、特に“servitude”は労働を表し、これは“slavery”が持つ労働という側面に一致する。一方で、Slaughter-House Casesは“involuntary”に対して特別な意味を付与していない。またRobertson判決では、契約期間と“involuntary”との関係や当事者の同意という点が重要とされているが、問題となった場面を例外として処理した。そのため、“involuntary”については、“slavery”という状況における「強制」というくらの意味として捉えていたとしか言えない。

その後、peonageに関する判決において“involuntary”の具体的な見解が示される。Kozminski判決はこの点に関して、“involuntary servitude”は

tions, 38 U. Tol. L. Rev. 885, 860-64 (2007). また, Hodges v. U.S. 203 U.S. 1 (1906) では, “slavery”と“involuntary servitude”は共に, 他の人に対する強制的な役務 (compulsory service) を意味するとしている。See *id.* at 16.

232) See *Slaughter-House Cases*, 83 U.S., at 69.

233) この点は, 多くの論者が同じような指摘を加えている。See Aric K. Short, *Slaves for Rent: Sexual Harassment in Housing as Involuntary Servitude*, 86 NEB. L. REV. 838, 872-73 (2008); Kares, *supra* note 229, at 386-87.

法的制裁によって働かざるを得なくなった奴隷制類似の状態を問題としてきたとする。つまり、“involuntary”については、刑事罰などの法的な強制が課されるという状態を重視したと捉えることができる。しかし、peonageは債務返済のための強制労働であるという点から“involuntary”を捉えていたというべきである²³⁴⁾。これは、peonageの判例を鑑みれば、そもそも債務を背負い、雇用主との関係の中で働かざるを得なくなったことが“slavery”と類似した状態にあったとも言えるからである。いずれにせよ、働かなければならないという「強制」された状態が重視されている。その後のKozminski判決は、法的・物理的な強制があれば“involuntary servitude”となるが、心理的強制ではこれは認められないとされた。この時は、“slavery”との類似性から“involuntary”を作り出す手段に関して限定が加えられている。

このように、“involuntary”には言及すべき点があり、「強制」がどのようなものかはある程度明らかである。反対に“servitude”はほぼ議論がなく、「労働」という意味に限定されているようである。この点、判例においてその点が問題とされてきたということが理由であると言える。

以上をまとめてみると、“involuntary servitude”に関して判例では、“slavery”のような状態において強制的に労働されることを問題としている。そこでは、“slavery”との類似点やらある者の支配下に置かれ、そこから逃れることができないう状態が問題にされている。そしてそこでは、“involuntary”の意味を中心に検討しており、“involuntary servitude”は強制労働として捉えていると言える²³⁵⁾。

234) See also Noah D. Zatz, *A New Peonage: Pay, Work, or Go to Jail in Contemporary Child Support Enforcement and Beyond*, 39 SEATTLE U. L. REV. 927, 936 (2016); Oman, *supra* note 177, at 2087.

235) こうした判例の傾向について、“involuntary servitude”を単一概念として捉えていると評する者もある。See Joyce E. McConnell, *Beyond Metaphor: Battered Women, Involuntary Servitude and the Thirteenth Amendment*, 4 YALE

IV 修正13条の新展開

1 「狭い」解釈と新展開

これまでの修正13条に関する判例をまとめると次のようになる。1節は、奴隷制と奴隷制に類似した強制労働を認めないということを示した条文であると言える。2節は、奴隷制の痕跡やこれに付随するもの(“badges and incidents of slavery”)を規制する立法ができるとされている。そして、これらに基づいて判例が示した適用範囲は限定的なものであった。1節の中で“involuntary servitude”については、奴隷制に類似した強制労働が問題とされたが、peonageに関する場合以外、問題視されるものは特になかった。2節は、Jones判決によってその適用範囲が人種差別まで拡大されたが、こちらも奴隷制との関係が問われ、限定的に解釈されていると言える²³⁶⁾。これらを踏まえると、奴隷制に関する条文であるとして、修正13条は法理論上の受容も限定的であるという評価には納得せざるを得ない。

こうした解釈に対して、修正13条を様々な社会問題に適用しようとする新展開が見られる²³⁷⁾。これは、従来の解釈に対するアンチテーゼであり、修正13条の意味を再解釈する契機にもなっている。以下では、こうした新展開について見ていくこととする。この中では、まず、従来のような解釈となった理由を検討し、その後、新展開の具体例を示しつつ、その根拠を考察していきたい。

J.L. & FEMINISM 207, 221 (1992).

236) こうした判例理論は、以下の文献でも簡潔にまとめられている。See George Rutherglen, *The Thirteenth Amendment, The Power of Congress, and The Shifting Sources of Civil Rights Law*, 112 COLUM. L. REV. 1551, 1552-54 (2012); Kares, *supra* note 229, at 376-78.

237) ちなみに、O'Connor裁判官はKozminski判決で、修正13条に発展可能性があることを示唆している (See *Kozminski*, 487 U.S. at 944.) とされている。See Balkin & Levinson, *supra* note 175, at 1461.

(1) 従来解釈の理由

この点、特に1節は「大変狭く解釈されている」²³⁸⁾とするBalkinとLevinsonの考えを取り上げる。彼らは、修正13条の適用範囲は本来広いが、限定されて用いられてきたとしている。そこではまず、修正14条との比較という観点が示されている。

① 修正13条と修正14条²³⁹⁾

修正13条と修正14条は共に再建期に制定された条文である。そして、修正13条2節をその根拠として制定された公民権法に関連して、その新たな憲法上の根拠が必要とされたために制定されたのが修正14条である²⁴⁰⁾。つまり、両条共に同じような目的を持って制定されたはずである。しかし、修正14条が様々な領域に用いられてきたのに対して、修正13条はこれまで見てきたように、限定された適用しかされていない。こうした修正13条と修正14条との違い、特に修正13条が修正14条と比べてその適用範囲が制限されてきた理由については、いくつもの理由が絡み合っているからであるとされる²⁴¹⁾。彼らはその中でも、条文の性質と訴訟戦略などという点を挙げている。

彼らはまず、修正14条は、南北戦争後のアメリカ社会に横たわる自由となった奴隷たちを巡る様々な問題について、修正13条がその解決策を見いだせなかったために制定されたと考える。しかし、このように制定され、

238) *Id.* at 1460. なお、以下の内容については、拙稿「論文紹介 Jack M. Balkin & Sanford Levinson, *The Dangerous Thirteenth Amendment*, 112 COLUM. L. REV. 1459 (2012).」英米法学59号19頁以下（2021）も参照のこと。

239) 修正13条と修正14条との関係についての研究は数多く存在する。See, e.g., Mark A. Graber, *Plus or Minus One: The Thirteenth and Fourteenth Amendments*, 71 MD. L. REV. 12 (2011); Michael A. Lawrence, *The Thirteenth Amendment as Basis for Racial Truth & Reconciliation*, 62 ARIZ. L. REV. 637 (2020).

240) 勝田・前掲注119) 80-81頁参照。

241) See Balkin & Levinson, *supra* note 175, at 1463.

市民の自由などを保障するはずの修正14条は、その解釈次第では、南北戦争後のアメリカ社会において、企業などの強大な利益を有する者が有利になるように適用できる条文であると考えられるようになった。そのため、19世紀以降、企業は自分たちに有利な修正14条の解釈を採用するようになり、判例においても企業の有利になるように修正14条は用いられていった²⁴²⁾。これに対して修正13条は、企業側の利益には資さない条文であった。これは、修正13条に基づけば、連邦議会は従業員を不当な雇用主から保護するような立法が可能になり、さらには、修正13条の意味における人に企業が該当するならば、営利企業に適用される法律の多くが違憲とされる可能性があったためであるとされる²⁴³⁾。

そして、修正13条の成立によって奴隷制が廃止され、その主目的が達成されたことにより、その後控えていた問題からは目を背けるということになったことも挙げられる。この中で特筆すべきものとして、契約の自由という名の下での、労働者と雇用主間の格差の広がりがある。契約の自由はpeonageとも繋がるが、peonageに関する判例に示されるように、大きな理論的展開はなく、これは修正14条とは対照的なものであった。さらに、修正13条を様々な問題に用いようとする動きはあったが、NAACPが公民権運動の際に、修正14条をその争点と位置づけたり、Brown判決がそうであったように、修正14条が訴訟の場で用いられ、修正13条は修正14条と同じように適用ができる可能性があるにもかかわらず選択されることはなかったとする²⁴⁴⁾。

242) See *id.* at 1463–64. See also Jack M. Balkin *Corporations and the Thirteenth Amendment*, BALKINIZATION (Jan. 28, 2012), <https://balkin.blogspot.com/2012/01/>.

243) See Balkin & Levinson, *supra* note 175, at 1464–65. See also Jack M. Balkin *supra* note 242. 反対に、判例では修正14条の人に企業が該当するとされた。See *Santa Clara Cnty. v. S. Pac. R.R.*, 118 U.S. 394, 394 (1886).

244) See Balkin & Levinson, *supra* note 175, at 1465–69. ここでもJones判決については評価されているが、これは修正13条2節に関する判決であり、1節についてはほとんど議論がなかったとしている。See *id.* at 1469.

② “dangerous”な修正13条

このように修正14条と比較してみると、修正13条では、広く解釈することを意図的に回避しているかのように見える。この点に関連して、修正13条に焦点が当たらなかったその最大の理由として彼らは、修正13条が“dangerous”な存在であるという理由を挙げている。彼らの言う“dangerous”とは、修正13条が社会を変える役割を担うほどの大きな存在であることを意味している。そこでは、“slavery”や“involuntary servitude”が社会における支配を終わらせることなどを意味するとすれば、その適用範囲が広がる可能性があることを示唆する。そしてこうした解釈が採用されれば、契約や社会的な慣習などによって支えられた現状やイデオロギーから利益を得ている人の存立を脅かす可能性があるために、限定的な解釈が採られてきたとする²⁴⁵⁾。つまり、修正13条はその社会のあらゆる部分に適用できてしまう可能性があるという“dangerous”な存在であるために、限定的な解釈となってきたとする。具体的には4つの理由を挙げている。

1つ目は、修正13条にはstate actionの法理が適用されないため、同条が社会全体における問題を対象としているという理由である²⁴⁶⁾。これはつまり、人種差別などの社会問題に修正13条が適用可能であるということにより、その主たる目的である奴隷制廃止ということが見失われてしまうと考えられ、適用の範囲が狭められたとされる²⁴⁷⁾。次に、奴隷制との関係に限定しない、支配を受けない（nondomination）などという解釈は現代的な側面にも適用できるという理由である。支配という点は、必ずしも過去の事柄ではなく、現代においても繰り返し現れてくるものである²⁴⁸⁾。3つ目に、“slavery”について“chattel slavery”という意味以外に着目すると、それが現代の資本主義などに対して適用できるだけでなく、伝統的な社

245) See *id.* at 1470.

246) See *id.* at 1472.

247) See *id.* at 1472-75.

248) See *id.* at 1475.

会関係、つまり親子関係などにも適用可能となるという理由である²⁴⁹⁾。そして最後に、修正13条2節にあるように、立法による規制の範囲が広いことから、これを制限するべきだと考えられてきたという理由である²⁵⁰⁾。

また彼らは、このように“dangerous”な存在である修正13条の意味について、歴史的な考察も行っている。修正13条の主たる対象である“slavery”を考えたとき、建国時にイギリスとの関係で考えられていたように、本来は支配 (domination) に関係する広い意味で考えられていた。しかし、19世紀のある所でこの“slavery”が“chattel slavery”に限定され、他の支配については、“akin to slavery”とされた。そしてこれが現在まで影響を与えているとされる²⁵¹⁾。このように、BalkinとLevinsonの見解からは、修正13条の「狭い」解釈の理由を探りつつも、これが有する、支配関係に関するという「広い」解釈の存在が明らかとなっている。

(2) 新展開の諸相

こうした「狭い」解釈を克服しようとする新展開に関しては、様々な適用例を挙げることで議論が進められている²⁵²⁾。例えば、人工妊娠中絶やヘイトスピーチ、児童虐待、大量投獄²⁵³⁾などである。一見したところ、新展開において修正13条の適用対象に当たるとされるのは、“slavery”や“involuntary servitude”という言葉から一般的にイメージされるものとは異なるものもある。

249) *See id.* at 1475–76.

250) *See id.* at 1476.

251) *See id.* at 1477–96.

252) 邦語文献での言及として、例えば、藤井・前掲注117) 627–629頁がある。

253) *See* Michele Goodwin, *The Thirteenth Amendment: Modern Slavery, Capitalism, and Mass Incarceration*, 104 CORNELL L. REV. 899 (2019). なお大量投獄に関しては、これを“The New Jim Crow”と呼び、批判する書籍が出版されるなどアメリカでは大きな問題として捉えられている。*See* MICHELLE ALEXANDER, *THE NEW JIM CROW* (2010).

新展開に関する議論は大きく分けて、修正13条1節と2節いずれかに依拠するという2つのパターンがある。以下ではそれぞれを確認するが、本稿の目的を鑑みて、特に1節から考える議論を詳細に確認していく。

① 1節からの議論 — “slavery”との関係

Amarらは児童虐待に関して修正13条が適用できると論じている²⁵⁴⁾。この中では、修正13条1節は“slavery”を禁じたが、ここで本来想定されていた奴隷だけが対象となるのではなく、それ以外にも奴隷と言える存在がある、ということを理由としている。

虐待を受けた子どもは、他人によって支配を受けたり、貶められたりしており、人というよりは所有物のように扱われている²⁵⁵⁾。ここからすれば、こうした虐待された子どもは奴隷に似た存在である。この説明に対する理由として彼らは、“slavery”を広い概念として解釈すべきとし、「人を人ではなく動産として扱う、支配・劣位・従属の力関係」²⁵⁶⁾を意味すると考える。これまでの修正13条の歴史を辿ると、この条文は家族関係とも繋がり、判例などによれば、主従関係を問題にしてきたとも言える²⁵⁷⁾。さらに、奴隷と虐待を受けた子どもは、単なる状態だけではなく、法的な状態までも類似している²⁵⁸⁾。こうした点などを理由とし、虐待を受けた子どもは、自らの利益が無視され、事実上、「自由な」人間としてではなく、所有物、動産の、ように扱われ、“involuntary servitude”という状態にあるという

254) Amarは、修正13条と人種に対するヘイトスピーチの関係についても示している。See Akhil Reed Amar, *The Case of The Missing Amendments: R.A.V. v. City of St. Paul*, 106 HARV. L. REV. 124 (1992).

255) See Akhil Reed Amar & Daniel Widawsky, *Child Abuse as Slavery: A Thirteenth Amendment Response to Deshaney*, 105 HARV. L. REV. 1359, 1364 (1992).

256) *Id.* at 1365.

257) See *id.* at 1366-70.

258) See *id.* at 1372.

よりは、奴隷に類似していると彼らは考える²⁵⁹⁾。

② 1節からの議論 —“involuntary servitude”との関係—

同じ1節から新展開を考え、“involuntary servitude”との関係に注目する見解として、人工妊娠中絶と修正13条との関係を検討するKoppelmanを取り上げる²⁶⁰⁾。

彼の議論を一言でまとめると、人工妊娠中絶を規制することは女性に出産を強制し、“involuntary servitude”の状態にするため認められないというものである。彼は、人工妊娠中絶を禁止する法律が修正13条違反となるかという点を挙げ論じている。この中では修正13条が保障する自由(liberty)と平等(equality)という観点から論じている。

判例によれば、“involuntary servitude”の定義としては、他人の存在を重視し、その者に奉仕させられるということが挙げられている²⁶¹⁾。そしてその本質は、他人によって強制され支配関係に置かれることとされる²⁶²⁾。これを踏まえて具体的に人工妊娠中絶への規制を考えると次のようになる。人工妊娠中絶への規制は一時的なものであり、身体を完全に支配するものではないので“slavery”とは異なるが、これにより女性は同じよ

259) *See id.* at 1377.

260) Koppelmanは、この点について3つの論文を執筆している。Andrew Koppelman, *Forced Labor: A Thirteenth Amendment Defence of Abortion*, 84 NW. U. L. REV. 480 (1990) [hereinafter, *Forced Labor*]. Andrew Koppelman, *Forced Labor Revisited: The Thirteenth Amendment and Abortion*, in *THE PROMISES OF LIBERTY: THE HISTORY AND CONTEMPORARY RELEVANCE OF THE THIRTEENTH AMENDMENT* 163 (Alexander Tsesis ed., 2010) [hereinafter, *Revisited*]. Andrew Koppelman, *Originalism, Abortion, and The Thirteenth Amendment*, 112 COLUM. L. REV. 1917 (2012) [hereinafter, *Originalism*].

261) *See id.* at 486-87 [*Forced Labor*]. ここでは、Hodges判決を引用する。*Hodges*, 203 U.S. at 16.

262) *See id.* at 227 [*Revisited*]. ここでは、Bailey判決を引用している。*Bailey*, 291. U.S. at 241.

うな傷を負うことになる²⁶³⁾。そして、この時の女性は、“involuntary”に胎児の利益に資することを求められているとする²⁶⁴⁾。確かに、これまでの判例を見てみると“involuntary servitude”は“labor”，つまり強制「労働」に関する場面であった。しかし、妊娠を強制されることによって、自分の身体に対するコントロールを欠いてしまうことが重視されるべきであって、必ずしも労働に関する条文として解釈する必要はない²⁶⁵⁾。

さらに、Koppelmanが依拠するBailey判決の見解によれば、2つの重要な点を抜き出すことができる。1つには、修正13条の自由（liberty）は、いかなる主従関係・支配関係からも自由であることを保障するという点である。そして次に、この修正13条の自由は譲り渡すことができない（inalienable）ものである、という点である²⁶⁶⁾。修正13条に関する自由は、他人によって自らの身体に影響を与えられないというものであり、これは人間の尊厳とも関係する。修正13条が奴隷制廃止という目的により制定され、奴隷という他人によってその身体が支配される状態を復活させないというものであったところからして、この自由が考えられる²⁶⁷⁾。こうした考えには、自己所有権（self-ownership）が関係する。自己所有権についてNozickのように考えれば、自らを奴隷として他人に奉仕することができる。しかしKoppelmanは、Bailey判決が意味する所はこの考えとは異なるとし、そこに修正13条における平等という点が現れることを示唆している。

奴隷制は、個人に他人へと奉仕をすることを求めるだけでなく、特定のカーズトにその負担を負わせることになる。このような状態に置かれたとき、判断の幅が狭められ、人は物理的な強制を受けなくとも、自由とは言い難い選択を行ってしまう可能性がある。そのようなにならないためには、

263) See *id.* at 229 [*Revisited*].

264) See *id.* at 487 [*Forced Labor*].

265) See *id.* at 230 [*Revisited*].

266) See *id.* at 493 [*Forced Labor*].

267) See *id.* at 493-95 [*Forced Labor*].

支配関係からの自由が譲り渡すことができないものである必要があり、そうであるからこそ、奴隷制のような社会的な不平等を引き起こすものを防ぐことができる²⁶⁸⁾。

人工妊娠中絶に規制を加えることによって、女性は“servant caste”に位置されてしまう²⁶⁹⁾。奴隷制は様々な社会制度の複雑な結びつきによって成立し、社会における「悪」(evil)となっていた。これを禁止する修正13条は、歴史的に「悪」とされた事柄に適用するためと言える²⁷⁰⁾。社会における女性に対する不利益処遇は長い歴史があり、社会の様々な所へと浸透している。他人のために自らの力を用いて奉仕をしなくてはならないという奴隷のような位置づけに女性を置くことになる人工妊娠中絶への規制は認められないとする。

以上のようにKoppelmanは、自由と平等という観点から修正13条は読まれるべきとする。その上で次のように述べる。これまでの判例では、どちらかの観点だけの事例であったが、人工妊娠中絶の規制はどちらの観点からも問題点が検討できる²⁷¹⁾。また、主要な判例(paradigm case)では、“slavery”の概念を狭く捉えられてしまっていた²⁷²⁾。しかし、“badges and incidents of slavery”を立法の対象とするように、2節が「広く」読まれているのであるから、1節についても「広く」解釈されるべきであると言える²⁷³⁾。そして、過去に奴隷の女性が妊娠を強制されるなどしていたため、原意主義的に考えたとしても修正13条の適用が許容されるとした²⁷⁴⁾。

268) *See id.* at 495-503 [*Forced Labor*].

269) *See id.* at 227 [*Revisited*].

270) *See id.* at 1927 [*Originalism*].

271) *See id.* at 234 [*Revisited*].

272) *See id.* at 1930-31 [*Originalism*].

273) *See id.* at 1935-36 [*Originalism*].

274) *See id.* at 1942-45 [*Originalism*].

③ 2節からの議論

2節を根拠に新展開を考えようとする見解の端緒には、Jones判決の存在がある²⁷⁵⁾。この判決で明確に適用範囲が拡大されたことと、その判断基準が有する拡大可能性から、現在でも1節を根拠とするものに比べ多くの方が主張されているように思われる²⁷⁶⁾。近年では、Kozminski判決後に制定されたTVPAに関連して、人身売買と修正13条の関係が論じられたり²⁷⁷⁾、アメリカにおける警察活動への立法規制と“badges and incidents of slavery”との関係が問われるなどしている²⁷⁸⁾。また、1節を根拠とした新展開を慎重に検討すべきとする見解の理由としても、2節による新展開が主張されている²⁷⁹⁾。

上記の例からも分かるように、2節での議論は、“badges and incidents

275) なお学説においてはtenBroekによって、修正13条の適用拡大を示唆する論文が1951年の段階で執筆されている。See Jacobus tenBroek, *Thirteenth Amendment to the Constitution of the United States: Consummation to Abolition and Key to the Fourteenth Amendment*, 39 CALIF. L. REV. 171 (1951).

276) Jones判決に対しては様々な議論が起こったが、1991年公民権法に私的な人種差別を禁ずる条文が盛り込まれたことによって、2節に関する議論に1つの決着がついた。そのため、1節を根拠とする新展開が1990年代以降に多く明らかにされるようになる。See Rutherglen, *supra* note 128, at 167. しかし、2節による議論も、次に示すようなアメリカにおける状況の変化や新たな連邦法の存在により、近年でも活発である。

277) See Kathleen Kim, *The Thirteenth Amendment and Human Trafficking Lessons & Limitations*, 36 GA. ST. U. L. REV. 1005 (2020).

278) See Brandon Hasbrouck, *Abolishing Racist Policing with the Thirteenth Amendment*, 68 UCLA L. REV. DISCOURSE 200 (2020).

279) 例えば、こうした新展開は現実的に判例の中で受け入れられることは少ないのではないかとし、“Thirteenth Amendment Optimism”と評するJamal Greeneは、新展開の多くのは2節に関する判示に沿っており正しいものであるとしている。See Jamal Greene, *Thirteenth Amendment Optimism*, 112 COLUM. L. REV. 1733, 1734 (2012). そして同時に、Koppelmanの見解に対して否定的な態度を示している。See *id.* at 1439-42.

of slavery”に対して立法措置を取ることができるとされたことを理由としている。しかし、適用できるとされた対象が、“badges and incidents of slavery”であるか否かを論証する必要があるため、その基準が意味する具体的な内容を検討する必要に迫られる。

2 新展開の根拠

こうした新展開の例を見ただけでも、その根拠については様々なものが重なり合っていることが分かる。その根拠を特に1節に関して大きく2つに分けると、修正13条全体について奴隷制の廃止を超えた「広い」意味があること、そして、“slavery”・“involuntary servitude”それぞれには、これまで想定されるよりも「広い」意味が考えられるということがあると言える²⁸⁰⁾。

(1) 修正13条の「広い」意味

BalkinとLevinsonが指摘したように、修正13条はアメリカ社会に根ざしていた奴隷制を廃止したという所から、法や社会を大きく変える役割を担ってきたとされる。つまり、その時の現状を否定し、社会の変革を迫るという役割を修正13条は有している²⁸¹⁾。さらに、修正13条は、「悪」(evil)となるものを禁止しているとする見解もある²⁸²⁾。修正13条が主たる対象とする奴隷制は、その当時の「悪」であったと言える。奴隷制は社会の至

280) さらに、修正13条1節にはself-executingという性格があることから、ここで規定される両者に該当するか否かで考える方が有益であるため、2節より1節に注目すべきともされている。See Koppelman, *supra* note 260, at 486 [*Forced labor*].

281) この点、家族は抑圧を覆い隠している可能性があるとする見解は、修正13条と親和性があることが示唆される。See Amar & Widawsky, *supra* note 255, at 1383.

282) See Note, *The “New” Thirteenth Amendment: A Preliminary Analysis*, 82 HARV. L. REV 1294, 1301–03 (1969).

る所まで浸透していた概念であるので、単に強制労働の一形態と考えるのではなく、複雑な社会体制の1つと考えるべきとされる。こうした「悪」の概念は、時代によって変遷し、現代社会で発生する問題まで適用可能であるということができる。

(2) “slavery”・“involuntary servitude”の「広い」意味

“slavery”・“involuntary servitude”共に、支配や隷属といった関係に関係するという「広い」意味を考えることが可能であるとされる。例えば、判例において考えられてきた“slavery”はinstitution（制度）として捉えることができ、その中には多くの側面があると考えられる。しかし、実際の判示では、その中の労働という側面を捉えているにすぎず²⁸³⁾、“slavery”はより多義的なものはずであると指摘される²⁸⁴⁾。“involuntary servitude”については、Koppelmanのように、判例からその本質が支配・隷属関係を問題としているとする見解は多い²⁸⁵⁾。さらに、支配・隷属関係を問題としているところから、「行為」を問題としているのではなく、「状態」の存在が問われており、これによって広い意味を取ることができると言えよう。「行為」を対象とするということは、何かしらの作為を対象とすることとなるが、「状態」はこれに入っていた者をその対象とするため、作為がなくとも適用対象となる。すると、修正13条が対象とする範囲は広がることになり、これに基づき、様々な場面への適用を考えることができる。

このように考えると、両者はその本質において共通していると言える。そのため、具体的に“slavery”と“involuntary servitude”のどちらとの類似

283) See Miller, *supra* note 172, at 1836–37. See also McConnell, *supra* note 235, at 212–13.

284) See Koppelman, *supra* note 260, at 1943 [*Originalism*].

285) 例えば、女性への虐待について、“involuntary servitude”の持つ支配・隷属関係という意味からして適用可能であるとするMcConnellの考えがある。See McConnell, *supra* note 235.

を考えるべきかが問題となる。これについてAmarとKoppelmanの議論を比較すると、問題となっている事柄の性質如何であるということが分かる。判例の見解では“involuntary servitude”は“slavery”よりも概念の幅が広いとされており、“slavery”や奴隷へのイメージは固定されているようであるので、“involuntary servitude”との類似性を考える場面の方が多くのように思われる。またこの時、問題となった事柄が第38回連邦議会や第39回連邦議会における議員の発言などでも問題視されていたことを理由とする場合もある²⁸⁶⁾。

3 修正13条における「自由」

新展開においては、修正13条における「自由」が、他の条文における自由とは異なる意味を含んでいるとする指摘もある。例えば、修正13条は黒人に自由を付与するという条文であり、修正14・15条と並んで「新しい自由の誕生を宣言している」²⁸⁷⁾と言える。その中でも修正13条は、奴隷制を終わらせるだけでなく、自由に関する重要な意味を持つ。

例えば、Koppelmanは、前述したように修正13条における自由を、他人に自らの身体に対して影響を与えさせないというものと捉える。そして、これはリベラリズムやコミュニタリアニズムが想起するものとは異なり、それぞれの中に位置するような性質を有すると評している。また、Nozickらによるリバタリアニズムが想起するものとも異なるとしている²⁸⁸⁾。

修正13条の研究者であるTsesisは、Berlinが主張する自由との関係で次

286) この時根拠とされるのは、制定議会当時、有力であった考えという訳ではなく、数人の議員によって示されている見解があれば、根拠として用いられているように思われる。これは勝田が指摘するように、修正13条の統一的な原意を探ることの難しさがあると思われる。勝田・前掲注119) 59頁

287) See AKHIL REED AMAR, AMERICA'S UNWRITTEN CONSTITUTION: THE PRECEDENTS AND PRINCIPLES WE LIVE BY, 145 (2012).

288) See Koppelman, *supra* note 260, at 493-95 [*Forced Labor*].

のように指摘している。修正13条では、支配から自由になることが重要な意味を持つ。奴隷から解放されれば、人は自らの決定によって人生を送ることになる。このように、奴隷からの解放というような支配からの自由は、自己決定ができるという自由に繋がる。Berlinは自由を消極的自由と積極的自由に分けて論じたが、この2つは分けるのではなく、組み合わせることが必要である。さらに、修正13条2節は立法権限についての規定であり、これに基づいた立法は支配関係の影響を断ちきり、自由をさらに保障することに繋がる。このように、TsesisはBerlinの主張する2つの自由を合わせたものに加えて、自由に関する選択肢を全て把握できるような状態であることが必要であると考え。そして、この自由は修正13条によって保障されている。また、まさにこうした修正13条の自由は、最終的に社会全体を良い方向へと向かわせることになるとしている²⁸⁹⁾。

Tsesisの指摘からは、支配からの自由と自己決定ができる自由は裏表の関係に立っているはずであるが、従来は自己決定ができる、つまり選択が可能であるという側面にしか積極的な意味を認めていないことを問題視しているとも言える。

また、修正13条においてはstate-actionの法理が妥当しないとされており、広く社会において適用可能である。修正13条が示すような支配からの自由という観点から言えば、支配をする側は必ずしも「公」と呼ばれる存在に限らない。以上からすれば、修正13条における「自由」は、その適用範囲は広く、これも新展開の根拠となる。

4 小括

このように、様々な観点によって修正13条の適用拡大が示されている。その中心にあるのは、修正13条は、単によくイメージされる“slavery”や強

289) See ALEXANDER TSEIS, THE THIRTEENTH AMENDMENT AND AMERICAN FREEDOM: A LEGAL HISTORY, 104-11 (2004).

制労働としての“involuntary servitude”を禁じている訳ではなく、これらが支配や隷属といった関係をその根底に有するということである。

このような修正13条の変化を考えたとき、これを基に制定された憲法18条はどのように解釈をすべきだろうか。

V 憲法18条の新たな解釈

この点、憲法18条の制定過程と修正13条の議論からは、18条は新たな解釈を採用する必要性があり、従来より広い解釈を取ることができる可能性があると言える。

1 新たな解釈の必要性

(1) 憲法18条の議論から

18条の起源はラウエルによる準備的研究にあった「その意に反する苦役」を規制すべきという提言に遡ることができる。この「その意に反する苦役」を規制すべきというのは、単にラウエル独自の考えではなく、GHQにおける共通認識であった。この中では、単なる強制労働の禁止ではなく、その背後にある封建的関係の規制という意味も込められていた。このような18条の「原意」からすれば、18条、特に「その意に反する苦役」について強制労働と解する見解は狭きに失しており、より広い解釈を取るべき必要性がある。

(2) 修正13条の議論から

本稿が検討した修正13条の議論からも、18条に関する再検討の必要性を見いだすことができる。18条とその文言がほぼ同一の修正13条の議論からは、特に1節について、“slavery”・“involuntary servitude”として従来想定されていなかった事柄に対しても、修正13条の適用があることが示されている。その理由としては、修正13条自体が支配・隷属関係に関するもの

であり、さらに、こうした関係からの自由をも意味しているということであった。また、修正13条が「悪」とされるものを対象とし制定されたということについても、その理由の1つと言える。

こうした議論からは、18条「その意に反する苦役」も支配・隷属関係を問題視した条文であると解釈でき、さらに、18条の対象とされていた芸娼妓契約などもまさに「悪」として認識されていたと言える。このように修正13条の議論を参照すれば、18条の新たな解釈は必要であると言える。

（3）憲法18条を取り巻く現状

さらに、18条を取り巻く具体的な現状からも新たな解釈の必要性はあると言える。近年問題となっている事柄には、人身の自由が問題となり、18条の観点から捉えるべきものが含まれている。

その1つに、外国人技能実習生の問題がある。この制度については様々な問題点が明るみになっている²⁹⁰⁾。こうした問題点は、強制労働という位置づけから捉えることが可能である。しかし、実習生の中には実習に関係する費用について借金を背負った状態で来日する者がおり、単に強制労働という側面からではなく、より広い側面から問題とすべきである。また、沖縄県における私宅監置を再検証しようとする動きや、精神病院における強制入院措置の問題点が明らかにされるなど、人身の自由に関係すると思われる事柄の実態が徐々に明らかになってきている。

こうした問題の多くは、「奴隷的拘束」に該当するか否かという視点から議論されることになろう。しかし、それだけで完全な権利保障が可能なのであろうか。「奴隷的拘束」は人格を無視したような拘束が該当するが、これに該当する場面はかなり限定されており、上記のような問題がこれに該当しないとされる可能性もある²⁹¹⁾。また、「その意に反する苦役」が従

290) この点に関する文献として、大重史朗「外国人技能実習制度の現状と法的課題—人権を尊重する多文化社会構築に向けた一考察」中央学院大学法学論叢29巻2号281頁以下（2016）がある。

来のように強制労働に関する条文であるとされたとき、こうした問題に上手く対応できないと思われる。この点からすれば、修正13条のように「その意に反する苦役」の解釈を広げ、18条の適用範囲を広げる必要はあると言える。

2 最広義説の再評価

こうした議論を踏まえると、本稿は「その意に反する苦役」については、従来議論の中心にあるとされてきた広義説と狭義説ではなく、最広義説を現代においては評価をする必要があると考える。つまり、強制労働という場合だけではなく、支配・隷属関係、特にその中でも不当なものをも「その意に反する苦役」は包含していると解するべきである。しかし、最広義説をそのまま採用すべきであるというのは本稿の立場ではない。これは、「その意に反する」の解釈に関係する。

この点、植村邦彦による指摘が示唆的である²⁹¹⁾。植村はこの中で、資本主義においては、自らの自己決定によって自由に働くことができると考えている労働者であっても、実際は、強制的に働かされているということがあるとし、マルクスの「隠された奴隷制」という言葉から資本主義を考察する。本稿では、植村が指摘する、自らが強制を受けていることに気づかない状態が指摘されていることに注目したい。つまり、支配関係において強制を受けつつも、意に反してないと考えてしまう労働者が存在し続けていることが問題とされる。日本でも問題となっている過労死などはこれに属すると言える。労働問題だけではなく、自身の環境に依存してしまい、自らの状況を客観的に判断できなくなっている者は増加している。この点を鑑みれば、従来の最広義説が採用している、本人の意思に反すると

291) 「奴隷的拘束」の範囲を広げようとする研究もある。小池洋平『「奴隷的拘束禁止」の憲法上の意義—アメリカ合衆国憲法修正第13条はなぜ奴隷制を廃止したのか—』早稲田大学大学院社会科学研究所博士論文。

292) 植村邦彦『隠された奴隷制』158-204頁（集英社、2019）参照。

いう場合に限定をする必要はないであろう。客観的な視点から支配・隷属状態を判断できるような視点も重要であり、この意味においては、従来の狭義説的な説明も必要となる。なお、こうした本人が意識していない強制というのは、GHQが未成年者の年季奉公について、子どもたちは何ら意に反していると考えていないと指摘していたことと重なることも指摘しておく。

3 支配・隷属関係からの自由

「その意に反する苦役」について最広義説のような新たな解釈を採用すると、18条には新たな適用可能性もあるように思われる。それが、本条は支配・隷属関係からの自由、内容として特に不当な支配・隷属関係から自由になることを規定した条文と解することができるという点である。これは、防御権と解される従来の自由権とは異なる適用可能性を秘めているように思われる。

まず、18条が私人間適用できる条文であり、支配・隷属関係を生むのは、国家と個人という関係ではなく、むしろ私人間の方が多いということも考えると、その適用範囲は広がるであろう。さらに、防御権としての自由権をその基礎に置く現在の私人間効力論についても、新たな議論を生む可能性がある。

そして、19・20条と18条とを繋ぐことも可能となるのではないだろうか。「はじめに」で指摘したように、18条、特に「その意に反する苦役」は、「内心に反する行為を強制されない」ということに関する条文であると読むことができる。これが問題とされた君が代判決では、内心に対する間接的制約として処理する判例法理が示され、これが現在も議論となり続けている。こうした従来の思想・良心の自由に関する判断などでは、「私」的な内心と行為の関係を考えることが判断方法とされてきた²⁹³⁾。しかし、「私」で

293) 佐々木は、エホバの証人剣道不受講事件（最判平成8年3月8日民集50巻3号469頁）などはこの「私」的な内心に関して問われた事件であって、ピアノ

はなく、「公」が問題となる場面もあるはずである。これについて示唆するのが、君が代ピアノ伴奏事件における藤田裁判官反対意見である²⁹⁴⁾。ここでは、「『公』を志向する市民としての内心」²⁹⁵⁾を問題としているとされる。この藤田反対意見のようにこの問題構造自体を捉え直し、その判断に当たって新たな見解として、18条の問題と考えることができるようにも思われる。

おわりに

本稿は、従来議論が少なく、その文言が意味する範囲が限定的であるために「忘れられた条文」のようになっていた憲法18条の新たな解釈の可能性について検討を加えてきた。この中では、18条の制定過程では、特に「その意に反する苦役」に関して、GHQによって強制労働以上の意味が込められていたことがまず明らかとなった。そして、この18条が基としたとされる修正13条では、その適用範囲が大変限定されていたが、これを改め、様々な社会問題に適用できるのではないかとされている。この時示された理由は、18条の検討においても大きな意味を持つ。これらと、人身の自由に関する現状を踏まえると、18条に関して新しい解釈を採用する必要性があり、これは可能であるとも言える。

その新しい解釈、特に「その意に反する苦役」については、これを支配・隷属関係を規制するという意味に捉える従来の最広義説を評価することが

伴奏事件でもこの考え方を用いて判断すべきとしている。佐々木弘通『君が代』ピアノ伴奏拒否事件最高裁判決と憲法十九条論』自由と正義58巻12号88-89頁(2007) 参照。

294) 最判平成19年2月27日民集61巻1号291頁。この中では、「本件における真の問題は、……入学式においてピアノ伴奏をすることは、自らの信条に照らし上告人にとって極めて苦痛なことであり、それにもかかわらずこれを強制することが許されるかどうかという点にこそあるように思われる」とした。

295) 佐々木・前掲注293) 89頁。

望ましい。そしてこの新しい解釈においては、従来の防御権とは異なる支配・隷属関係からの自由の存在が明らかとなる。この自由は、従来の私人間効力に関する議論を再構成する可能性があり、さらには、内心と行為の関係という文脈においても新たな適用が行えると言える。

こうした私人間効力に関する議論や、内心と行為に関する議論は更なる検討が必要であるが²⁹⁶⁾、憲法18条が有する可能性を今こそ再認識すべきである。

【付記】

校正時に、以下の文献に接した。小林公夫「強制労働の禁止と兵役義務 一日米の憲法規定の比較を中心に―」レファレンス71巻11号23頁以下（2021）、能見善久「アメリカの奴隷制廃止と現在」書齋の窓678号29頁以下（2021）。

（本学法学部助教）

296) 例えば、支配・隷属関係からの自由については、Philip Pettitが提唱する支配からの自由との関係を考える必要がある。